

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

>

改正	現行	備考
<p>平成24年9月3日 制定 (国空用第279号) 平成24年10月9日 一部改正 (国空用第349号) 平成25年10月17日 一部改正 (国空用第316号) <u>平成27年2月3日 一部改正 (国空用第668号)</u></p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. 目的 (略) 2. 適用 (略) 3. 定義 (略) 4. 飛行計画の通報</p> <p>(1) 航空機は、飛行しようとするときは、次に掲げるところにより、事前に飛行計画を空港事務所等に通報しなければならない。</p> <p>ただし、有視界飛行方式により飛行する航空機 (以下「VFR機」という。) が、出発地を中心として半径9km以内の範囲を飛行し、かつ、当該範囲内に着陸する場合はこの限りでない。</p> <p>a. 移動開始時刻の120時間より前に通報しないこと。 b. 計器飛行方式 (以下「IFR」という。) による場合は、航空交通流管理の効果を確保する観点から移動開始時刻の2時間前までに飛行計画を通報することが望ましいが、少なくとも移動開始時刻の30分前までに通報すること。 c. 福岡FIR以外のFIR (以下「外国FIR」という。) を航行する場合は、外国FIRを管轄するATS当局が要求する時刻の前までに関係する航空交通管制機関に到達するよう通報すること。</p>	<p>平成24年9月3日 制定 (国空用第279号) 平成24年10月9日 一部改正 (国空用第349号) 平成25年10月17日 一部改正 (国空用第316号)</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. 目的 (略) 2. 適用 (略) 3. 定義 (略) 4. 飛行計画の通報</p> <p>(1) 航空機は、飛行しようとするときは、次に掲げるところにより、事前に飛行計画を空港事務所等に通報しなければならない。</p> <p>ただし、有視界飛行方式により飛行する航空機 (以下「VFR機」という。) が、出発地を中心として半径9km以内の範囲を飛行し、かつ、当該範囲内に着陸する場合はこの限りでない。</p> <p>a. 移動開始時刻の120時間より前に通報しないこと。 b. 計器飛行方式 (以下「IFR」という。) による場合は、航空交通流管理の効果を確保する観点から移動開始時刻の2時間前までに飛行計画を通報することが望ましいが、少なくとも移動開始時刻の30分前までに通報すること。 c. 福岡FIR以外のFIR (以下「外国FIR」という。) を航行する場合は、外国FIRを管轄するATS当局が要求する時刻の前までに関係する航空交通管制機関に到達するよう通報すること。</p>	

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正	現行	備考
<p>d. VFR機であって、捜索又は救助のため飛行を開始する前に飛行計画を通報するいとまのない場合若しくは離陸しようとする場外離着陸場において飛行計画を通報する手段のない場合は、飛行を開始した後に出発地を中心として半径9km以内の範囲において速やかに通報すること。</p> <p>注1 空港事務所等において飛行計画の通報に関する事務を行う時間については、「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示」による。</p> <p>注2 旭川、帯広、女満別、青森、花巻、<u>山形</u>、福島、松本、静岡、富山、南紀白浜、出雲、岡山、山口宇部、佐賀、奄美及び石垣空港出張所並びに秋田及び宮古空港・航空路監視レーダー事務所に提出された飛行計画は、FSCに中継され受理される。</p> <p>5. 飛行計画記入要領 (略)</p> <p>附則(平成24年9月3日 国空用第279号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1.10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。</p> <p>附則(平成24年10月9日 国空用第349号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>附則(平成25年10月17日 国空用第316号)</p> <p>1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。</p>	<p>d. VFR機であって、捜索又は救助のため飛行を開始する前に飛行計画を通報するいとまのない場合若しくは離陸しようとする場外離着陸場において飛行計画を通報する手段のない場合は、飛行を開始した後に出発地を中心として半径9km以内の範囲において速やかに通報すること。</p> <p>注1 空港事務所等において飛行計画の通報に関する事務を行う時間については、「空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示」による。</p> <p>注2 旭川、帯広、女満別、青森、花巻、<u>庄内</u>、福島、松本、静岡、富山、南紀白浜、<u>鳥取</u>、出雲、岡山、山口宇部、佐賀、奄美及び石垣空港出張所並びに秋田及び宮古空港・航空路監視レーダー事務所に提出された飛行計画は、FSCに中継され受理される。</p> <p>5. 飛行計画記入要領 (略)</p> <p>附則(平成24年9月3日国空用第279号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、航空路誌 ENR 1.10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。</p> <p>附則(平成24年10月9日国空用第349号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>附則(平成25年10月17日 国空用第316号)</p> <p>1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行</p>	<p>①組織廃止による削除。</p> <p>②飛行計画の通報に関する事務集約による追加。</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行	備 考
<p>2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。</p> <p><u>附則（平成27年2月3日 国空用第668号）</u></p> <p><u>1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。</p>	